

おかしんインターネット支店取引規定

本規定は、お客さまと岡崎信用金庫（以下「当金庫」といいます。）おかしんインターネット支店（以下「当支店」といいます。）との間で、第1条に規定する取引を行う場合の取扱いを定めたものです。お客さまが、当支店と取引を行う場合、下記条項のほか、別途当金庫が定める各取引規定が適用されることに同意したものととして取扱います。

第1条（取引の範囲）

1. お客さまは、本規定に基づき、次の各号にあげる当金庫所定の取引をご利用いただけます。
 - (1) 普通預金
 - (2) 定期預金
 - (3) 投資信託
 - (4) 外貨普通預金
 - (5) 消費者ローン
 - (6) その他当金庫所定の取引

第2条（取引の開始）

1. 当支店と取引を行うことができるお客さまは、日本国内に住所を有する満18歳以上の個人とし、お客さまご本人の名義でのみ取引いただけるものとします。ただし、投資信託と外貨普通預金は未成年の方を除かせていただきます。
2. 第1条に規定する取引は、お客さまが本規定を承認し、当金庫所定の申込書に必要事項を記入のうえ当金庫所定の必要書類を添えて申込み、当金庫がこれを受領し所定の手続きが完了した場合に開始されるものとします。
3. 当支店との取引の開始にあたっては、普通預金口座を開設し、おかしんパーソナルダイレクトの申込みが必要となります。
4. 普通預金口座の開設は、お客さまお1人につき1口座とします。また、取引口座開設にあたっての本人確認は、当金庫所定の手続きによります。
5. 普通預金口座の開設時に、当金庫所定のICキャッシュカードを発行します。
6. 普通預金口座は、残高0円で開設します。
7. 第1条以外の取引は、当金庫所定の方法による申込みにより取引を開始するものとします。
8. 当支店以外の当金庫本支店から、取引店の変更をすることにより当支店と取引を開始することはできません。
9. 消費者ローンの取引ができるお客さまは、次の条件をすべて満たす方とさせていただきます。
 - (1) 当金庫の営業地区内に居住または営業地区内の事業所に勤務している方（営業地区内とは、愛知県全域および静岡県湖西市）。
 - (2) 当金庫本支店にお借入れがない方（総合口座の貸越は除きます）。
 - (3) 申込時の年齢が満18歳以上で各種ローンが定める申込年齢の範囲内である方。
 - (4) 各ローンの審査で承諾が得られる方。
 - (5) その他、各ローンの取扱い方法、各種手数料や保証料のご負担を了承いただける方。

第3条（お届け印）

1. 公共料金等各種口座振替の引き落とし口座に当支店の普通預金口座を指定するとき、または外貨普通預金を開設するときには、別途、当金庫所定の書式にて取引に使用する印章（以下「お届け印」といいます。）により印鑑を届出てください。
2. 取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影をお届け印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第4条（通帳および証書）

当支店では、預金通帳および証書等は発行いたしません。

第5条（当支店との取引方法）

1. お客さまは本規定に基づき、次の方法で当支店と取引を行うことができます。なお、原則として、当金庫本支店の窓口での取引はできません。
 - (1) おかしんパーソナルダイレクト
インターネットを通じたパソコン端末による取引および当金庫所定の情報提供サービス対応の携帯電話を使った携帯電話取引。
 - (2) おかしん投信インターネットサービス
インターネットを通じたパソコン端末による投信取引。
 - (3) 当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動入出金機（以下「ATM」といいます。）による取引。
2. 各取引方法において、当支店で取扱う商品・業務等は別途定めるものとし、各取引にかかる規定に従って取扱われるものとします。

第6条（取引明細・残高証明書等）

1. おかしんパーソナルダイレクトの画面上に取引残高または入出金明細を表示しますので、取引残高または入出金明細を取引の都度または一定期間毎に確認してください。なお、表示できる入出金明細は当日を含め上限62日間となります。
2. 取引の残高証明書を必要とされる場合は、当金庫所定の方法により都度当支店にお申し出ください。なお残高証明書発行にあたっては、当金庫所定の手数料が必要となります。
3. お届けの住所に郵送した残高証明書が返戻された場合は、当金庫は保管責任を負いません。延着または到着しなかった場合等で当金庫の責めに帰すことができない事由により紛争が生じても、当金庫は責任を負いません。

第7条（現金の預入れ・払戻し等）

お客さまは、ATMにより現金の預入れ・払戻し等を行うことができます。これらの取引にあたっては、以下にご注意ください。

1. 当金庫本支店の窓口での預入れ・払戻し等を行うことはできません。
2. ATMの預入れおよび払戻し限度額を超える金額の取引が発生する場合は、当金庫が別途定める方法によることとし、預金名義本人の意思による申し出であることの確認を行ったうえで取扱います。

第8条（ATMの故障や通信機器およびコンピューター等の障害時の取扱い）

1. 停電、故障等により当金庫のATMによる取引ができない場合および通信機器、回線およびコンピューターの障害等により、おかしんパーソナルダイレクトによる取引ができない場合には、当金庫所定の方法で預金の預入れ・払戻し等をお受けいたします。
2. 前1項の理由により当金庫ATMおよびおかしんパーソナルダイレクトによる取引ができない場合に、当金庫のサービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第9条（代理人カードの取扱い）

当支店では、代理人カードは発行いたしません。

第10条（証券類の取扱い）

1. 当支店は、手形、当座小切手等の発行はいたしません。
2. 各種預金口座には、手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入れはいたしません。

第11条（マル優の取扱い）

当支店では、少額貯蓄非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。

第12条（外国為替取引の取扱い）

1. 当支店では、外国為替取引（仕向外国送金、被仕向外国送金を含みます。）の取扱いはできません。
2. 被仕向外国送金があった場合は、預金口座へは入金せず、仕向銀行に返却します。

第13条（定期預金の取扱い）

1. 当支店で預入れ可能な定期預金は、当金庫所定の定期預金とします。
2. 預入れおよび解約等は、当支店所定の方法により行うものとします。
3. 原則として、満期日前に解約する場合は、当金庫所定の方法により受け付けいたします。その場合、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
4. 定期預金の払戻し元利金は、当支店のご本人名義の普通預金へ入金いたします。
5. 元金の一部を解約することはできません。

第14条（投資信託の取扱い）

1. 金庫所定の方法により投信口座を開設することができます。なお、投信口座の開設にあたっては当金庫所定の取引開始基準に照らして審査を行い、この審査によりお申込みをお断りする場合があります。この場合は当金庫所定の方法によってその旨通知します。また、これによって生じた損害について、当金庫は一切の責任を負いません。
2. 支店で開設する投信口座は特定口座とし、お客さまひとりにつき一口座とします。なお、当支店以外の当金庫本支店で投信口座または特定口座をすでにお持ちのお客さまは、当支店での投信口座を開設することはできません。
3. 投信口座の開設において、取引にかかる清算代金の入出金口座は当支店の普通預金口座といたします。
4. 投信取引は、購入する商品の最新の目論見書の内容を十分に理解したうえでお客さま自らの判断と責任において取引を行うものとします。

第15条（外貨普通預金の取扱い）

1. 当支店所定の方法により外貨普通預金口座を開設することができます。なお、外貨普通預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の取引開始基準に照らして審査を行い、この審査によりお申込みをお断りする場合があります。この場合は当金庫所定の方法によってその旨通知します。また、これによって生じた損害について、当金庫は一切の責任を負いません。
2. 当支店で開設する外貨普通預金口座については、残高0米ドルで開設します。
3. お取引はおかしんパーソナルダイレクトから行います。ただし、モバイル端末（スマートフォンを除く携帯電話等）からのお取引はできません。
4. お取扱いできる通貨は当金庫所定の内容とします。
5. 外貨への振替元口座および外貨からの振替先口座は当支店の円普通預金口座のみとします。
6. 外貨現金およびT/Cでの預入れおよび払戻しはできません。
7. 外貨でのご送金およびお受取はできません。

第16条（消費者ローンの取扱い）

1. 消費者ローンとは、当金庫で取扱う無担保扱いの証書貸付とします。
2. 当支店で取扱う消費者ローンは当金庫が定める所定の消費者ローンとし、すべてインターネット（パソコンまたはスマートフォン）から申込受付するWEB完結ローンとします。
3. 消費者ローンを受付できるお客さまは当金庫が定める所定の本人確認ができる方に限られます。
4. 当支店で消費者ローンを取扱いしたお客さまは、いかなる理由があっても当支店および当金庫本支店との複数の店舗で融資取引を取扱うことはできません。
5. 申込みにあたっては当金庫所定の基準に照らして審査を行い、審査により申込みをお断りする場合があります。この場合、当金庫所定の方法によりその旨を通知します。なお、これによって生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
6. 消費者ローンの取扱いにおいては、別途定めるローン規定および保証委託約款等、所定の規定が適用されます。
7. ご利用金額の合計が700万円を超えるときは出資加入が必要となります。

第17条（自動支払い等の取扱い）

1. この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
2. 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
3. 自動支払いが完了した後に、既に支払いが完了した各種料金等の支払いを取りやめることはできませんので、預金口座振替契約先機関（以下「収納機関」といいます。）との間で協議してください。
4. 自動支払いの停止については、収納機関に依頼することにより停止手続きをおこなってください。

第18条（振込み等の取扱い）

1. 振込みの依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること（以下「訂正」といいます。）、または依頼を取りやめること（以下「組戻し」といいます。）はできません。ただし、当金庫がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを受付ける場合には、当金庫所定の手続きにて本人確認を行ったうえ、受付けるものとします。
2. 組戻しにより、お客さまの指定する振込先口座のある金融機関（以下「振込先金融機関」といいます。）から振込資金が返却された場合には、当該資金を引落した口座に入金します。なお、この場合振込手数料は返却いたしません。
3. 前1、2項の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第19条（諸手数料）

1. 振込手数料、トークン利用手数料、残高証明書発行手数料、その他の諸手数料については、当支店の普通預金口座から払戻請求書の提出なしに引落すものとします。
2. 当金庫が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容もしくは新設内容を当金庫ホームページに掲載することにより告知するものとします。

第20条（取引・サービス等の変更）

当金庫の都合により、当支店で取扱う取引の種類、サービス、金利、手数料等の内容を変更することがあります。その場合は、当金庫ホームページへの掲示にて告知するものとします。

第21条（届出事項の変更等）

1. 住所、氏名、電話番号、お届け印、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。変更の届出は当金庫の変更処理が終了した後に有効となります。この変更処理の前に変更が行われなかったことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
2. 当支店以外の当金庫本支店にもお取引があるお客さまは、別途当金庫本支店窓口での手続きが必要となる場合があります。
3. 届出の住所・氏名あてに送付した通知または送付書類が未着として当金庫に返戻された場合、当金庫は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付書類に関し、当金庫は責任を負いません。
4. 当支店以外の当金庫本支店に取扱店を変更することはできません。

第22条（喪失の届出）

1. キャッシュカード、お届け印等を紛失した場合は、直ちに当金庫へ通知するとともに、当金庫所定の手続きを行ってください。
2. キャッシュカード、お届け印等を紛失した場合、当金庫への通知以前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第23条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他の必要な事項を届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他の必要な事項を届出てください。
3. すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
5. 前4項の届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第24条（個人情報の取扱い）

1. 当金庫は、お客さまの個人情報（以下「個人情報」といいます。）を当金庫の「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」にしたがい取扱います。
2. 「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」は当金庫ホームページ上に掲載します。

第25条（通知および告知方法）

1. 当金庫からお客さまへの各種通知および告知は、当金庫ホームページへの掲示、もしくは届出の住所・氏名への郵送等により行います。
2. 当金庫が届出の住所・氏名に各種通知および告知を行ったうえは、通信事情などの理由により延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなし、それによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第26条（譲渡、質入れ等の禁止）

1. この預金、預金契約上の地位その他本取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
2. 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第27条（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第28条第3項第1号、第2号①から⑥および第3号①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用するこ

とができ、第28条第3項第1号、第2号①から⑥または第3号①から⑤の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第28条（解約）

1. 当支店の普通預金、その他の当支店との取引を解約する場合には、当支店に申出のうえ、当金庫所定の手続きを行ってください。なお、当支店における普通預金口座を解約された場合、当支店とのすべての取引は解約されたものとみなします。解約手続きが終了するまでの間に、解約が行われなかったことによりお客さまに損害が発生することがあっても、当金庫は責任を負いません。
2. 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - (1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
 - (2) この預金の預金者が第26条第1項に違反した場合。
 - (3) この預金がマネー・ローンダリングやテロ資金供与等の法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - (2) 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥その他前各号に準ずる者
 - (3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
4. 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はお客さまに事前に通知することなく、当支店との全ての取引を直ちに停止または解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出の住所・氏名にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この停止または解約によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
 - (1) 本規定その他当金庫が定める各規定に違反したとき。
 - (2) 取引に関する諸手数料の支払いがなかったとき。
 - (3) お客さまの責に帰すべき事由によって、当金庫においてお客さまの所在が不明になったとき。
 - (4) 支払いの停止または破産もしくは民事再生手続きの申立てなどがあったとき。
 - (5) 郵送した本人限定郵便が当金庫に返戻されたとき。
 - (6) 前記(1)から(5)のほか、解約を必要とする相当な事由が生じたとき。
5. 解約時にお客さまへの返還金等がある場合は、お客さまが指定するお客さま名義の金融機関の口座へ振込むものとします。なお、お客様が指定する金融機関が当金庫以外の場合は、当金庫所定の振込手数料を差し引いたうえで振込むものとします。また、お客さまに対する貸出金、貸越元利金、未収利息、未収手数料等がある場合は、それらをお支払いいただいた後に手続きをいたします。
6. 当支店が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは適用されなかったものとします。
7. 口座開設後、初回入金等が1年間なかった場合は、当金庫は当支店の口座開設の申込みがなかったものとして、この預金口座を閉鎖させていただく場合があります。この場合、当金庫より届出の住所・氏名あてに通知しますが、通知が延着し、または到着しなかった場合でも、通常到達すべきときに到着したものとみなします。
8. この預金が、最終の預入れまたは払戻しから10年間利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

なお、預金残高が10,000円未満の場合、当金庫は預金者への通知を省略できるものとします。
9. 本条第2項から第4項および第8項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第29条（取引内容の記録）

1. 当金庫は本取引によるお客さまとの会話内容を録音により記録し、相当期間保存します。
2. 取引内容について疑義が生じた場合は、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第30条（免責事項）

1. 次の事由により当支店のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当金庫

は責任を負いません。

2. 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取扱いをおこなったにもかかわらず、暗証番号等に偽造、盗難、不正使用等があった場合。
3. 災害・事変もしくは経済情勢の著しい変動等当金庫の責めに帰すことのできない事由があった場合。
4. 当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さま情報が漏洩した場合。
5. お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合。

第 31 条（規定等の適用）

1. 当支店との取引において、本規定に定めのない事項については、おかしんパーソナルダイレクト利用規定、岡崎信用金庫投資信託取引約款、投信インターネットサービス取扱規定他、当金庫が定めた各種預金規定および各取引規定等により取扱います。
2. 本規定と他の規定の定めが異なるときは、本規定が優先します。

第 32 条（規定の変更）

1. 当金庫は、本規定の内容を任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ホームページでの表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。
2. なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。
3. 変更後の規定を必要とする場合は、別途当支店に請求してください。

第 33 条（準拠法・合意管轄）

1. 当支店との取引の契約基準法は、日本法とします。
2. 当支店との取引に関する訴訟については、当金庫本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

(2022 年 5 月 16 日現在)